

入 札 説 明 書

件名 品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入

本調達案件は紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きを利用するものとする。

東 京 労 働 局

入 札 説 明 書

東京労働局の入札公告 令和 7 年 10 月 14 日付け公示第 267 号に基づく入札については、会計法、予算決算及び会計令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 大隈 由加里

2 契約内容

(1) 件名

公共職業安定所ほか 1 施設における音声付順番表示器の購入

(2) 内容等

仕様書等による

(3) 公告期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）から令和 7 年 10 月 28 日（火）まで

(4) 入札方法

総価で行う。入札者は、調達案件のほか、業務の履行に関する一切の諸経費を含め契約金額を総価にて見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 過去 1 年間に於いて東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。

(4) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で以下に格付けされている者であること。

資格の種類：「物品の販売」

等級：「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者。

(5) 次の事項に該当しない者

- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- ③ 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者。

(6) 労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令を遵守していること。

(7) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(9) 次の各号に掲げる制度の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札参加申込期限において直近2年間（④については2保険年度）の滞納がないこと。）。

- ①厚生年金保険又は国民年金 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険 ④労働保険

注）各保険料のうち④については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(10) 競争参加資格に関する問合せ先

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

東京労働局総務部会計課用度係 担当 菅井

TEL 03(3512)1607 FAX 03(3512)1552

4 入札参加申し込み

令和7年11月5日（水）17時00分までに下記により必要書類を提出すること。

なお、理由の如何にかかわらず提出期限に遅延した場合は無効とする。

(1) 電子調達システムにより入札を行う者

以下の書類を電子調達システムにより提出すること。

- ① 競争入札参加申込書（別紙4）
- ② 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ③ 暴力団排除の推進に基づく誓約書（別紙5）
- ④ 事業所情報登録票（別紙7）
- ⑤ 競争参加資格等に係る申立書（別紙8）
- ⑥ 適合表（機器仕様書No.1～No.2）

(2) 紙により入札を行う者

以下の書類を東京労働局総務部会計課用度係に提出すること。

- ① 電子入札案件の紙入札参加申立書（別紙３）
- ② 競争入札参加申込書（別紙４）
- ③ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 暴力団排除の推進に基づく誓約書（別紙５）
- ⑤ 事業所情報登録票（別紙７）
- ⑥ 競争参加資格等に係る申立書（別紙８）
- ⑦ 適合表（機器仕様書 No. 1～No. 2）

※以上、すべての書類はFAX可（FAX 03-3512-1552）

5 入札手続き等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙３「電子入札案件の紙入札参加申立書」により、令和７年１１月５日（水）１７時００分までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムにより入札を行う場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（１） 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和７年１１月４日（火）１７時００分から令和７年１１月１０日（月）１０時２０分まで

※電子調達システムに入札書が到着しない場合は無効となる。

（２） 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和７年１１月１０日（月）９時５０分から１０時２０分まで

※上記時間以外の提出は無効とするので時間を厳守すること。

② 入札書の提出場所

東京労働局総務部会計課

東京都千代田区九段南１－２－１九段第３合同庁舎１４階

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙１「入札書」にて作成した後、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 東京労働局総務部長殿と記載。）及び「令和７年１１月１０日開札〔品川公共職業安定所ほか１施設における音声付順番表示器の購入〕の入札書在中」と記入し提出すること。

※郵送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（３） 代理人（復代理人含む。以下同じ。）による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の所在地、名称又は商号及び氏名を記入の上、当該代理人の所在地、名称及び氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に別紙２「委任状」を作成し、提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねる

ことができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は無効とする。

- ① 本入札説明書に示した参加資格のない者の提出した入札書
- ② 入札書の提出期限内に入札書の到達しなかった者の提出した入札書
- ③ 入札条件に違反した者の提出した入札書
- ④ 有効な委任状を提出しない代理人又は復代理人の提出した入札書
- ⑤ 金額を訂正した入札書
- ⑥ 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札書
- ⑧ 同一の入札について2通以上提出された入札書
- ⑨ 前項(3)③に違反した者の提出した入札書
- ⑩ 総価による入札を条件としているのに、総価でない価格(単価等)を記入した入札書
- ⑪ 「暴力団排除の推進に基づく誓約書」及び「競争参加資格等に係る申立書」を提出しない者、又は虚偽の誓約及び申立をし、若しくは誓約書及び申立書に反することとなった者の提出した入札書

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

6 開札

日時：令和7年11月10日(月) 10時30分から

場所：電子調達システム 及び東京労働局総務部会計課

(東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階)

(1) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、原則として開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(2) 紙による入札の場合

ア 開札は上記開札の日時及び場所にて結果公表を行う。

イ 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後において開札場所に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証又は委任状を提示又は提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札終了まで開札場所から退場することができない。

7 再度入札の取扱い

開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を行う。

(1) 電子調達システムにより再度入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年11月10日（月）14時20分まで

※電子調達システムに入札書が到着しない場合は無効となる。

(2) 紙により再度入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年11月10日（月）13時50分から14時20分まで

※上記時間以外の提出は無効とするので時間を厳守すること。

② 入札書の提出場所

東京労働局総務部会計課

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1「入札書」にて作成した後、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 東京労働局総務部長殿と記載。）及び「令和7年11月10日開札[品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入]の再度入札書在中」と記載しなければならない。

※郵送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 再度入札執行（開札）

日時：令和7年11月10日（月）14時30分から

場所：電子調達システム 及び東京労働局総務部会計課

（東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階）

① 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、原則として開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

② 紙による入札の場合

ア 開札は上記開札の日時及び場所にて結果公表を行う。

イ 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後において開札場所に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は開札場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証又は委任状を提示又は提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札終了まで開札場所から退場することができない。

8 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書「3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」及び別添「仕様書」において明らかにした要求要件をすべて満たし、本入札説明書「5 入札手続き等」に従い有効な入札を行った者による入札価格のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札価格を入札した者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上ある場合、当該入札者によるくじにより落札者を決定する。くじを行う時間、場所、方法等は当該入札者に連絡する。
- ③ 落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格）の提供を要求することができる。

(3) 開札結果の公表内容

電子調達システムにより、開札結果を公表する。

電子調達システムにより実施される本件入札については、電子調達システム上で入札参加業者名及び入札金額等が公表される。

(4) 契約

- ① この入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、まず、契約の相手方が契約書の案に署名又は記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに署名又は記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、支出負担行為担当官が署名又は記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に署名又は記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

支払金額については、別紙「契約書」のとおりとし、納入品の検査完了後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(6) その他

- ① 落札者は、落札後、各項目の単価及び総額を示した落札金額の内訳書を東京労働局総務部会計課に提出すること。
- ② 担当者から提出された関係書類については、事業者としての決定であるものとして取り扱う。
- ③ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- ④ 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

9 質疑等

疑義がある場合は、令和7年10月29日（水）9時00分までに東京労働局総務部会計課用度係へ別紙6「仕様内容に関する質問票」を用いてメール又はFAXにて問い合わせること。

回答は令和7年11月4日（火）17時00分までに東京労働局HPに公開する。

(https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html)

なお、上記期限を過ぎた問い合わせには一切応じないものとする。

10 様式等

- ・ 別紙1 入札書
- ・ 別紙2 委任状
- ・ 別紙3 電子入札案件の紙入札参加申立書
- ・ 別紙4 競争入札参加申込書
- ・ 別紙5 暴力団排除の推進に基づく誓約書
- ・ 別紙6 仕様内容に関する質問票
- ・ 別紙7 事業所情報登録票
- ・ 別紙8 競争参加資格等に係る申立書
- ・ 別添 各種記載例、仕様書、契約書（案）

入札書

件 名 品川公共職業安定所ほか 1 施設における音声付順番表示器の購入

金 額

		百万			千			円
--	--	----	--	--	---	--	--	---

上記金額をもって、納入、請負うため、入札説明書を承認の上、
入札いたします。

令和 年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者

所 在 地
名 称
代 理 人

所 在 地
名 称
復 代 理 人

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

商号又は営業所

代表者名

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 との間において、次の権限を委任します。

件 名 品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入

代理人

所在地

商号又は営業所

(支店)の名称

役職名及び氏名

委任事項

- 1 見積及び入札に関すること
- 2 契約の締結に関すること
- 3 物品等の納入に関すること
- 4 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 5 支払期間のきた利札の請求及び領収について
- 6 支払金の請求及び領収について
- 7 復代理人選任に関すること
- 8 その他上記の委任事項に関する一切の件

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 との間において、見積及び入札（復代理人選任に関する権限を含む。）に関する権限を委任します。

件 名 品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入

代理人

所在地

商号又は営業所

（支店）の名称

役職名及び氏名

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

商号又は営業所

代理人

私は、下記の者を復代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 との間において、見積及び入札に関する権限を委任します。

件 名 品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入

復代理人

所在地

商号又は営業所

(支店)の名称

役職名及び氏名

令和 年 月 日

電子入札案件の紙入札参加申立書

支出負担行為担当官
東京労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加を致します。

記

1 入札案件名

品川公共職業安定所ほか 1 施設における音声付順番表示器の購入

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)

- ・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

競 争 入 札 参 加 申 込 書

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

会社名

下記の入札案件に係る一般競争入札に参加したいため、入札公告及び入札説明書に記載の必要書類を添えて入札参加を申し込みいたします。

記

1 入札案件（公告番号でも可）

品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入

2 担当者名

3 連絡先

電話番号

F A X 番号

暴力団排除の推進に基づく誓約書

当方は下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴局から当方の役員（個人である場合はその者）の個人情報について照会があった場合には速やかに回答し、貴局がその個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

名 称

代表者

仕様内容に関する質問票

東京労働局

会計課用度係 菅井 宛

会社名: _____

担当者: _____

(件名: 品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入)

入札に関する仕様内容等について、何かご不明な点等がございましたら、下記の記入欄にその旨を記載し、令和7年10月29日(水)9時までに、FAXまたはメールにより、この用紙のまま 会計課用度係 菅井 宛送付してください。回答は令和7年11月4日(火)17時までに東京労働局のHP公開にて行う予定です。

令和7年10月29日(水)9時を過ぎて受付けた質問については、一切お答えできません。なお、送信された場合には、その旨ご連絡を頂くようお願い致します。

※FAX 番号 03-3512-1552 電話番号 03-3512-1607

メール sugai-hideki.9v1@mhlw.go.jp

東京労働局HP:

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html

(質問内容記入欄)

※この用紙のまま FAX 送信または送信メールに添付してください。

事業場情報登録票

お手数ですが入札前に確認させていただきたい事項がございますので、下記へご記入いただき FAX 等によりご報告の程お願いいたします。

FAX 番号 0 3 - 3 5 1 2 - 1 5 5 2

担当者 東京労働局総務部会計課 担当： 菅井

電話番号 0 3 - 3 5 1 2 - 1 6 0 7

①	業者コード又は登録番号	(資格審査結果通知書に記載されています。)
②	企業名称	
③	企業郵便番号	
④	企業住所	
⑤	代表者氏名	
⑥	代表者役職	
⑦	代表者電話番号	
⑧	代表者 F A X 番号	
⑨	担当部署名称	
⑩	担当者氏名	
⑪	担当者連絡先郵便番号	
⑫	担当者連絡先住所	
⑬	担当者連絡先電話番号	
⑭	担当者連絡先 F A X 番号	
⑮	担当者連絡先メールアドレス	

※ 入札への参加方法 (該当する方に○をしてください)

・ 電子入札

・ 紙入札

競争参加資格等に係る申立書

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。
また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後、事業の実施に当たり各種法令を遵守するとともに、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地

名 称

代表者

- ※ 代理人を選任した場合は、様式委一Ⅰ 又は 様式委一Ⅱが必要となります。
- ※ 復代理人を選任した場合は、さらに様式委一Ⅲ も併せて必要となります。

別紙 1

入札書（記入例）

件 名 ○○（入札案件名を記入）

金 額

		百万			千			円
	¥	1	0	0	0	0	0	0

上記金額をもって、納入、請負うため、入札説明書を承認の上、
入札いたします。

令和○○年○○月○○日（入札日当日の日付を記入）

記入

所在地 東京都○○区○○-○
名称 ○○株式会社
代表者 代表取締役 ○○ ○○

代理人
を選任
した場合のみ
記入

所在地 ○○県○○市○○○-○-○
名称 ○○株式会社 ○○支店
代理人 （代理人の役職及び氏名を記入）

復代理人
を選任
した場合のみ
記入

所在地 ○○県○○市○○○-○-○
名称 ○○株式会社 ○○支店
復代理人 （復代理人の役職及び氏名を記入）

支出負担行為担当官

東京労働局総務部部長 殿

【参考例1: 代表等が支店長等を代理人とする場合】

別紙2

(様式委-I)

委任状 (記入例1)

作成日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

商号又は営業所 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 との間において、次の権限を委任します。

件 名 〇〇 (入札案件名を記入)

代理人

所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

商号又は営業所 〇〇株式会社

(支店) の名称 〇〇支店

役職名及び氏名 支店長 〇〇 〇〇

委任事項

- 1 見積及び入札に関すること
- 2 契約の締結に関すること
- 3 物品等の納入に関すること
- 4 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 5 支払期間のきた利札の請求及び領収について
- 6 支払金の請求及び領収について
- 7 復代理人選任に関すること
- 8 その他上記の委任事項に関する一切の件

【参考例2:代表等が社員等を代理人とする場合】

別紙 2
(様式委一Ⅱ)

委 任 状 (記入例 2)

作成日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

私は、下記の者を代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 との間において、
見積及び入札に関する権限（復代理人選任に関する権限を含む。）を委任します。

件 名 〇〇（入札案件名を記入）

代理人

所在地 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

商号又は営業所 〇〇株式会社

（支店）の名称

役職名及び氏名 〇〇 〇〇

【参考例3:代表等から委任を受けた支店長等が社員等を復代理人とする場合】
なお、復代理人を選任する場合は 様式委－Ⅰ 又は 様式委－Ⅱ も併せて必要となります。

別紙2
(様式委－Ⅲ)

委 任 状 (記入例3)

作成日を記入

〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇－〇－〇
商号又は営業所 〇〇株式会社 〇〇支店
代理人 支店長 〇〇 〇〇

私は、下記の者を復代理人と定め、支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 との間において、見積及び入札に関する権限を委任します。

件 名 〇〇 (入札案件名を記入)

復代理人

所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇－〇－〇
商号又は営業所 〇〇株式会社
(支店)の名称 〇〇支店
役職名及び氏名 〇〇 〇〇

封書記載例

裏 面

表 面

令和 年 月 日 所在地 会社名	支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 殿 「令和 年 月 日開札」 「の入札書在中」
---	---

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 大隈 由加里 (以下「甲」という。)と株式会社〇〇 (以下「乙」という。)は、品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入 (以下「業務」という。)に関し、下記条項により契約を締結する。

記

- 1 件 名 品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入
- 2 契 約 金 額 ￥ ー
うち消費税額及び地方消費税額金 ￥ ー
(消費税額及び地方消費税額金は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。)
- 3 納 入 期 限 別紙「仕様書」のとおり
- 4 納 入 場 所 別紙「仕様書」のとおり
- 5 契約保証金 免 除

(総則)

- 第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき、表記の物品を、表記の契約金額をもって、表記の納入期限内に、表記の納入場所において、甲に納入しなければならない。
- 2 乙は、物品を納入する場所において、仕様書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 3 乙は、仕様書に明示されていない事項であっても、物品を納入する上において必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で行うものとする。
- 4 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

(監督)

- 第2条 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員をして立ち会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

- 第3条 乙は、物品を納入するときは、甲の定める納品書1通を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲においてやむを得ない理由があると認められるときは、分割して納入することができる。
- 3 乙は、いったん甲に納入した物品を、甲の承諾を得ないで持ち出すことはできない。

(案)

(検査)

- 第4条 甲は、前条第1項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の指定する職員をして検査を行わせるものとする。この場合において必要があるときは、甲が自ら又は第三者に委託して分解又は試験をして検査を行うことができる。
- 2 乙又はその代理人は、甲の必要がある時にあらかじめ指定された日時場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 第1項の検査に直接必要な費用（人件費を含む。）及び検査のため変質変形又は消耗き損した物品に係る損失は、すべて乙の負担とする。
- 5 甲は、第1項の検査について、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判断する方法によることができる。
- 6 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(手直し又は引き換え)

- 第5条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、すみやかにその不合格となった物品について、手直し又は引き換えにより、仕様書に適合した物品を納入し再検査を受け、これに合格しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は1回に限り、手直し又は引き換えのための期間として相当日数を指定することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により手直し又は引き換えが完了したときは、その物品を納入場所において甲に納入するとともに、第3条第1項に定める納品書1通を甲に提出しなければならない。

(手直し等に係る検査)

- 第6条 甲は、前条第3項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の指定する職員をして検査を行わせるものとする。
- 2 前項の検査については、第4条の規定を準用する。

(所有権の移転、引き渡し及び危険負担)

- 第7条 物品の所有権は、検査に合格したとき、乙から甲に移転し、同時にその物品は、甲に対し引き渡されたものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第8条 甲は、第4条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができる。乙はこれに応じなければならない。なお、甲は乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引き換え、修理又は不足分の引き渡しを行うこと。
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

(案)

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(納入期限の延長等)

第9条 乙は、納入期限内に物品を納入することができない理由が生じたときは、納入期限内にその理由、遅延日数等を詳記して、甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

第10条 前条の規定による願出があった場合において、その理由が天災事変等の乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

第11条 第9条の規定による願出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、甲は、乙から遅延違約金（次項の規定により計算した額が100円未満の場合を除く。）を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることができる。

2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた額（100円未満の場合を除く。）とする。

3 第3条第2項ただし書の規定により物品が分割して納入され、又は物品の一部について検査に合格し、かつ、甲において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において、第1項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第5条第2項の規定により手直し又は引き換えの期間を指定した場合において、当該手直し又は引き換えに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更、又は中止させることができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(協議解除)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合においては、甲と協議の上、この契約を解除することができる。

(1) 前条の規定により、甲が物品の納付を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 前条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が2分の1以下に減少するとき。

(契約の解除)

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額。以下本契約書において同じ。）の100分の10に相当する金額（履行部分があるときは、契約金額から履行部分に対する代金相当額を控除して得た額の100分の10に相当する額）を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に

(案)

該当すると認められるときは、何ら催告を要しない。

- (1) 第9条及び第10条の規定により延期が認められた場合を除き、指定期限までに契約を履行しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第26条の規定に違反したとき。
- (6) 乙が銀行取引を停止されたとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催促を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

5 第2項及び第3項の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行なわれたときは、甲は納入期限の翌日から解除の日（願出に基づく場合は、その願出書受理の日）までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じた金額（100円未満の場合を除く。）を徴収するものとする。

（契約解除の場合における既納物品の取扱）

第16条 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、すでに納入された物品（以下「既納物品」という。）があるときは、甲は、必要と認める既納物品の全部又は一部を、甲の所有とすることができる。

2 前項の規定により甲の所有する既納物品の代価については、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲の所有とした既納物品以外のものを、甲の指示する期間内に、乙の負担において引き取らなければならない。

（危険負担）

第17条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

（損害賠償）

第18条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第15条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

（代金の支払）

第19条 乙は物品を納品し、かつ、甲の検査に合格した後でなければ代金を請求することができない。

2 乙は、支出官 東京労働局長（以下「丙」という。）の定める手続きに従って、書面により代金を請求するものとする。

3 丙は、前項の規定により乙から適法な請求があったときは、これを受理した日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

4 代金の支払いは、口座振込により行うものとする。

5 丙は、第3項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところにより、乙に対し支払金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年

(案)

の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。) を乗じた金額を遅延利息として支払うものとする。
(既納物品の代金の支払い)

第 20 条 乙は、第 16 条第 1 項の規定により甲の所有した既納物品の代金を、同条第 3 項に定める既納物品の引取り後でなければ請求することができない。

2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の請求に基づき支払いを行う場合について準用する。

(契約保証金の納付が免除されている場合の特則)

第 21 条 乙が契約保証金の納付を免除されている場合において、第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定により契約が解除されたときは、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額(第 16 条第 1 項の規定により既納物品の全部または一部を甲の所有とした場合にあっては、契約金額から既納物品の代価を控除した額の 100 分の 10 に相当する額)を違約金として甲が指定する期日までに甲に納付しなければならない。

(再委託)

第 22 条 乙は、業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。また、業務委託における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

2 乙は、再委託する場合には、様式 1 により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第 23 条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第 2 項ただし書に該当する場合を除き、様式 2 の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第 24 条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙 1 の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙 1 の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式 3 により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第 25 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動

(案)

化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第26条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第27条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第28条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき、又は同法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(案)

(談合等の不正行為に係る違約金)

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第30条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第31条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第32条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為

(案)

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 33 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 34 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 35 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 36 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 37 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 38 条 甲は、第 8 条第 2 項、第 15 条第 2 項、同条第 3 項、第 31 条、第 32 条、第 34 条第 2 項及び 36 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(案)

2 乙は、甲が第8条第2項、第15条第2項、同条第3項、第31条、第32条、第34条第2項及び36条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第39条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(法令遵守)

第40条 請負業者は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第42条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条、第15条第2項、第18条、第19条第5項、第26条、第29条、第30条、第33条、第37条、第38条、第41条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区九段南1-2-1

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長

大隈 由加里

印

乙

印

(案)

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(案)

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(案)

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

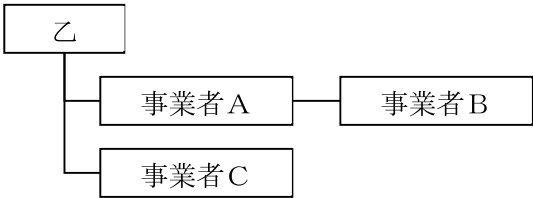
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



仕 様 書

東京労働局

1 件名

品川公共職業安定所ほか1施設における音声付順番表示器の購入

2 品名・数量及び仕様内容等

別添「機器仕様書」のとおり。

3 納入期限

① 品川公共職業安定所

令和8年1月30日（金）

※納入時間についての詳細は、契約締結後に現地担当職員と協議の上、決定することとなるが、平日業務時間終了後（17：15）から夜間、休祝日に行われる場合があることに留意すること。

② 府中公共職業安定所

令和8年1月13日（火）

※ 令和8年1月10日（土）から12日（月）の3日間において、履行場所にて事務室内レイアウト変更作業を予定しているため、納品及び作業の実施は令和8年1月12日（月）を想定している。具体的な実施日時は現地担当者と調整すること。

4 納入場所及び現地担当者

支出負担行為担当官 東京労働局総務部長の指定する場所

別添「機器仕様書」のとおり。

5 契約担当者

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

東京労働局総務部会計課用度係 菅井

TEL：03-3512-1607

6 特記事項

- （1）養生・配送・搬出入・組立・設置・調整・引取り等に関する費用、別添「機器仕様書」にて設置する上で必要なケーブル類、その他中継器等、すべて含んだ金額で入札書を提出すること。
- （2）搬入、開梱・設置等により不要となった梱包資材については、納入業者が持ち帰ること。
- （3）納品及び設置に当たっては、機器仕様書に基づき、指定された場所に設置すること。そ

の際、施設及び職員等への損傷がないようにするほか、危険のないように処置すること。
損害を与えた場合は、契約者の負担により原状回復すること。また、壁掛けモニターは
設置に当たり、現地担当者と調整の上、映像ケーブルなどの敷設をすること。

- (4) 納入作業に当たっては動作確認を行い、完全な稼働状態を確認すること。当局による検査の結果、機器動作の全部又は一部に動作不良が認められた場合、契約者は直ちに当該作業を見直し、指定した日時までに、動作不良のない状態で機器を稼働させること。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については現地担当者と調整すること。また、本仕様書に記載のない事項で、疑義が生じたときは、その都度問い合わせること。
- (6) 天災又は使用者側の過失による場合を除き、メーカーで定められている標準保証期間内の故障発生時は無償にて修理すること。
- (7) 納品の際は必ず「納品書」を現地担当者に手交すること。現地担当者が不在の場合はほかの現地職員に手交し、担当者に回付するよう依頼すること。提出に際し、やむを得ず他の方法を採用することを希望する場合は、事前に契約担当者に相談すること。
- (8) 契約業者は締結後速やかに契約金額の内訳書を作成し提出すること。
- (9) ②府中公共職業安定所において表示モニターへの具体的な表示内容等レイアウトは別紙 1「表示内容例」により設定すること。また、納品時に現地担当職員の確認・検査を受けること。
- (10) 設置作業完了後、管理者用端末を含め、現地担当者に対し操作説明を行うこと。
- (11) 納品日の翌開庁日、開庁時間前に職員に操作説明を行うこと。また、動作確認及び操作に関する問い合わせ対応のため、開庁後 1 時間は待機すること。
- (12) 検査担当者による検査確認後、適法な請求書を契約担当者に提出すること。
- (13) 請求書の宛名は「官署支出官 東京労働局長」とすること。

7 適合表の提出

入札に参加を希望するすべての者は、納入を予定する製品が当局指定の仕様をすべて満たしていることを別添の「適合表」により証明し、令和 7 年 11 月 5 日（水）17 時までに契約担当者まで提出すること。開札日までの間において当局が当該資料に関して説明を求めた場合はこれに応じること。

8 パンフレット等

本品には次のことを記載したパンフレットを各 1 部ずつ添付すること。

また、現地担当者あてに同様の資料を電子データにて送付すること。

- (1) アフターサービス用保守業者名、住所、電話番号等
- (2) 取扱説明書
- (3) 点検、整備、軽微な故障箇所の発見・修理方法等があればその解説

9 再委託

- (1) 本業務のすべてを第三者（契約者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。また、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部を再委託する場合には、再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。なお、再委託先を変更する場合についても同様の取扱いによるものとする。
- (3) 本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該再委託者の行為について、すべての責任を負わなければならない。
- (4) 本業務の一部を再委託するときは、本業務の契約を遵守するために必要な事項について本業務の契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- (5) 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、履行体制図を提出しなければならない。

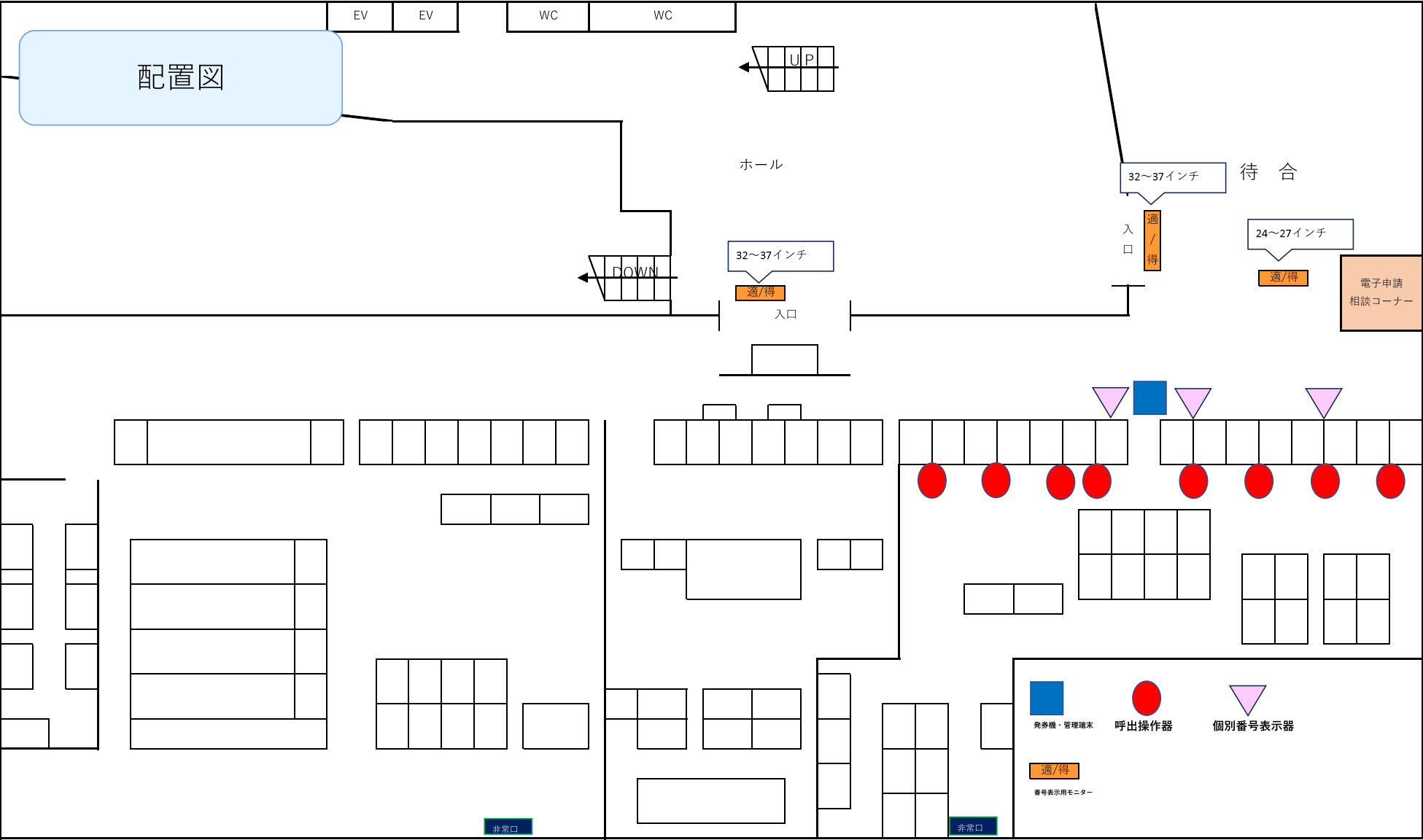
10 その他の注意点

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すること。
- (2) 契約業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 本業務の実施に当たっては、厚生労働省所管法令をはじめとする関係法令、条例等を遵守しなければならない。

機 器 仕 様 書 (No.1)

東京労働局

品名・数量及び仕様内容等	
(1) 発券機及び発券プリンター 1台 ・画面への表示イメージについては別添「ボイスコール参考画像」※4を参照すること。	受付カウンターに設置するため、サイズ、重量等に考慮すること。 発券機と発券プリンターを合わせた外形寸法は幅55cm、奥行30cm、高さ45cmに収まること。
	・発券方式はタッチパネル方式であること。
	・タッチパネルの表示内容について別添の画面表示と同等もしくは近い内容の表示をさせること。
	※必要に応じ、書類等の画像の追加添付や文字の編集ができること。
	最大2業務まで設定可能であり、業務数、業務名称は設定変更できること。
	業務別に発券機能があること。
	受付番号は3桁以上であること。
	業務別に待ち人数を常時表示できること。
	番号札には施設名、業務名、受付番号、日付、任意の文章が印字可能であること。
	発券年月日及び発券時刻は自動で管理されること。
	発券年月日の変更に連動し、呼出番号も初期化されること。
	業務ごとに番号札の発券枚数を1～2枚まで選択できること。
	各業務における当日分の総発券枚数、最大まち時間、最大まち人数、相談時間等のデータを簡易な操作で発券可能であること。
	発券用紙はロールタイプとし、用紙切れの際は簡単に交換できること。
	発券機及び発券プリンターが一体型でなくとも可とする。
(2) 番号表示用モニター 3台 ・画面への表示イメージについては別添「ボイスコール参考画像」※1～3を参照すること。	24～27インチの液晶モニターであること(1台)。
	32～37インチの液晶モニターであること(2台)。
	(放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る。)
	呼出操作機からの番号呼出操作に連動して、呼び出していることがわかるように表示すること。
	設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。
	業務区分、呼出番号、呼出窓口、待ち人数の表示及び任意の文章を表示または画面切り替え表示できること。
	スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。
	呼出済の不在番号を表示できること。
(3) 個別番号表示機 3台	壁に高さ2～3m程度で固定すること。
	・表示画面がひとつの筐体の表裏に内蔵された専用機または白色LED表示等の専用機であること。
	・前面表示は3桁の呼出番号を表示する画面があること。
	・裏面は、待ち人数、待ち時間等を表示する2桁以上の画面が2つあること。
	(放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る。)
	最後に呼出した番号が次の番号を呼び出すまで継続して表示されること。
	呼出操作機からの番号操作に連動して呼出を行うこと。
	設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。
	机の天板(厚さ約3cm)にボールを固定し、高さ約100cmに固定すること。
	呼出時には、対象表示機の番号が点滅し窓口へ案内することが可能であること。
(4) 呼出操作機 8台	スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。
	呼出音声は、同グループ内での呼出音声と重ならないように制御でき、異なる音声グループ間は同時に呼び出すこともできること。
	バッテリー非搭載で、全台同一機種であること。
	操作は液晶タッチパネル又はボタン式であること。
	小型軽量で5～6インチ程度のタブレットであること。
	再呼出、番号スキップ機能を有していること。
(5) 管理端末 1台	業務別に、現在の受付番号、待ち人数、待ち時間、不在番号等の情報が確認できること。
	1台の操作機から全ての業務の呼び出しができること。
	任意の番号の呼出及びキャンセルができること。
	ノート型パソコン又はタブレットであること。
	フロアの待ち状況や窓口毎の処理状況をリアルタイムで把握ができること。
(6) 付属品	前日分までの業務別窓口対応状況の集計データを確認できること。
	集計したデータは、CSV形式及びExcel等の形式で出力でき、各業務における総発券枚数、最大待ち時間、最大待ち人数、相談時間等のデータを日、週及び月別に集計できること。
	上記(1)と一体型も可とする。
(7) 引取品	操作説明書 1部
	発券用紙 30,000枚発券分
納入場所及び現地担当者	発券機及び発券プリンター1台、番号表示用モニター3台、管理端末1台、呼出操作器8台、個別番号表示器3台
	東京都港区芝5-35-3 納品先2階(EV有) 品川公共職業安定所 適用課 現地担当者: 庶務課 小堤 TEL:03-5419-8609 (51#)

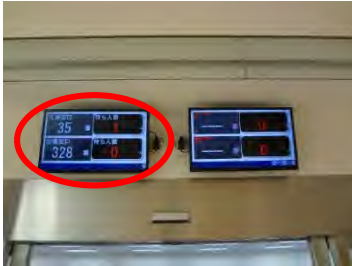


別添 ボイスコール参考画像（機器仕様書 No.1）

* 番号表示用モニター ※1

左 適用課・得1用モニター

右 継続課用モニター



* 番号表示用モニター ※2



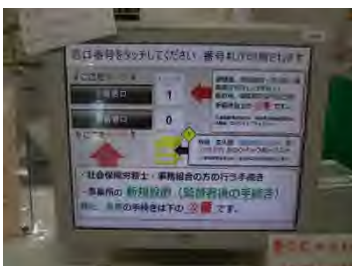
* 番号表示用モニター ※3

左 適用課・得1用モニター

右 継続課用モニター



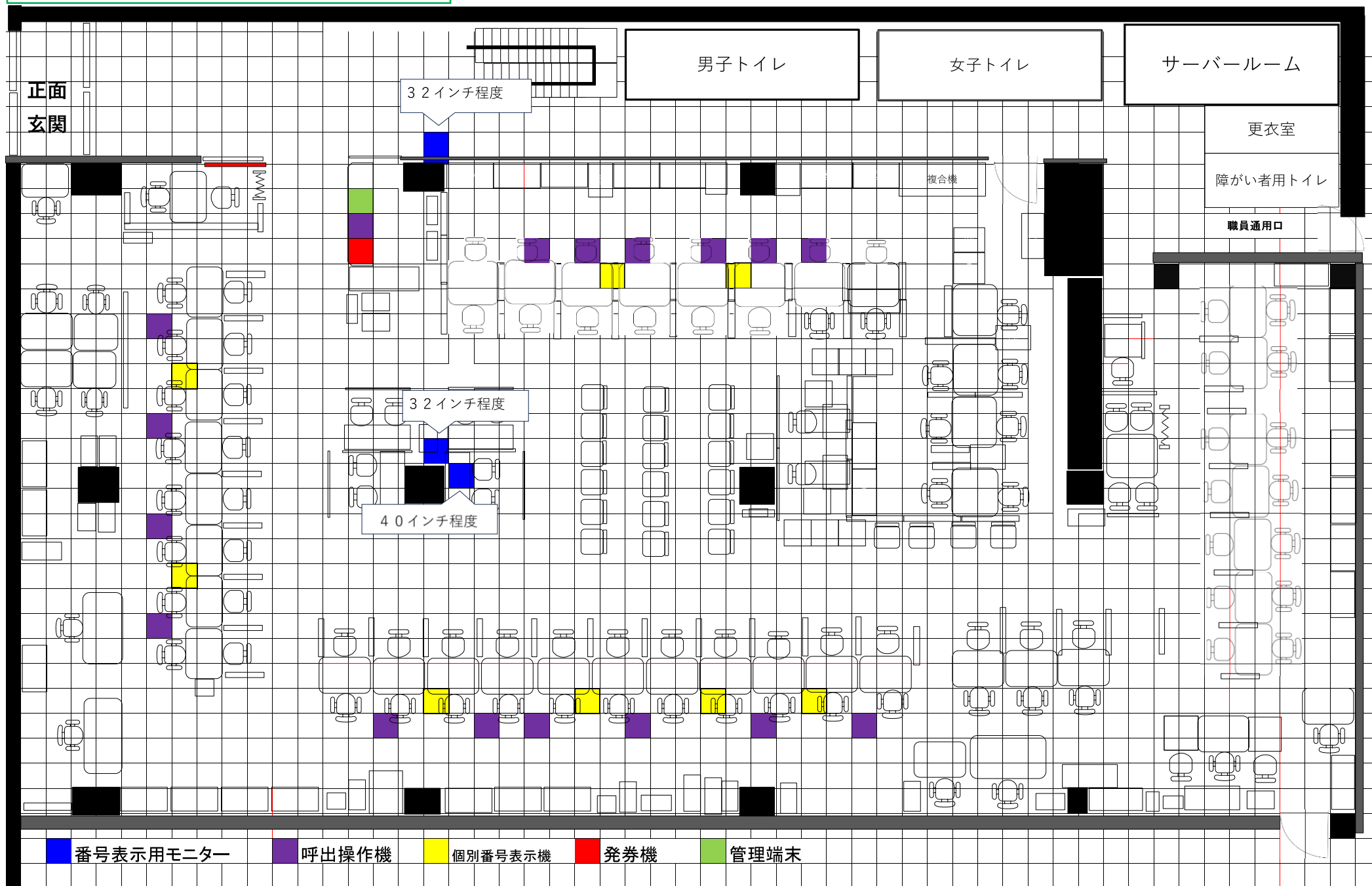
* 発券機 画面 ※4



機 器 仕 様 書 (No.2)

東京労働局

品名・数量及び仕様内容等	
(1) 発券機及び発券プリンター 1台	受付カウンターに設置するため、サイズ、重量等に考慮すること。 発券方式はタッチパネル方式であること。 最大8業務まで設定可能であり、業務数、業務名称は設定変更できること。 業務別に発券機能があること。 受付番号は3桁以上であること。 業務別に待ち人数を常時表示できること。 番号札には受付番号、発券年月日、業務名、任意の文章が印字可能であること。 発券年月日及び発券時刻は自動で管理されること。 発券年月日の変更に関連し、呼出番号も初期化されること。 業務ごとに番号札の発券枚数を1～2枚まで選択できること。 発券用紙はロールタイプとし、用紙切れの際は簡単に交換できること。 発券機及び発券プリンターが一体型でなくとも可とする。
(2) 番号表示用モニター 3台	3台のうち32インチ程度の液晶モニターを2台、40インチ程度の液晶モニターを1台とすること。 (放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る。) 呼出操作機からの番号呼出操作に関連して、呼び出していることがわかるように表示すること。 設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。 業務区分、呼出番号、呼出窓口、待ち人数の表示及び任意の文章を表示または画面切り替え表示できること。 スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。 呼出済の不在番号を表示できること。 壁に高さ2m程度で固定すること。
(3) 個別番号表示機 8台	表示画面がひとつの筐体の表裏に内蔵された専用機または白色LED表示等の専用機であること。 前面表示は3桁の呼出番号を表示する画面があること。 裏面は、待ち人数、待ち時間等を表示する2桁以上の表示が2つあること。 (放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る) 最後に呼出した番号が次の番号を呼び出すまで継続して表示されること。 呼出操作機からの番号操作に関連して呼出を行うこと。 設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。 机の天板(厚さ約3cm)にポールを固定し、高さ約100cmに固定すること。 呼出時には、対象表示機の番号が点滅し窓口へ案内することが可能なこと。 スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。 呼出音声は、他の窓口の呼出音声と重ならないように制御されていること。
(4) 呼出操作機 17台	バッテリー非搭載で、全台同一機種であること。 操作は液晶タッチパネル又はボタン式であること。 再呼出、番号スキップ機能を有していること。 業務別に、現在の受付番号、待ち人数、待ち時間、不在番号等の情報が確認できること。 複数業務を1つの端末で呼出し可能であり、呼出しする業務を端末ごとに設定できること。 1台の操作機からすべての業務の呼び出しができること。 任意の番号呼出ができること。
(5) 管理端末 1台	ノート型パソコン又はタブレットであること。 フロアの待ち状況や窓口毎の処理状況をリアルタイムで把握ができること。 前日分までの業務別窓口対応状況の集計データを確認できること。 集計したデータは、CSV形式及びExcel等の形式で出力でき、各業務における総発券枚数、最大待ち時間、最大待ち人数、相談時間等のデータを日、週及び月別に集計できること。 上記(1)と一体型も可とする。
(6) 付属品	操作説明書 1部 発券用紙 10,000枚発券分
(7) 引取品	管理端末2台、発券機3台、番号表示用モニター9台、呼出機13台
納入場所及び現地担当者	府中公共職業安定所 庶務課 安澤 東京都府中市美好町1-3-1 電話：042-336-8609(51#)



表示内容例

別紙 1

【職 1 及び職 2】

	お呼び出し番号	お待ち人数	
職業相談 紹介	1 番	3 人	(1 ~ 199 番まで)
わかもの	201 番	9 人	(201 ~ 299 番まで)
シニア	301 番	0 人	(301 ~ 399 番まで)
雇用保険 資格決定	401 番	3 人	(401 ~ 599 番まで)
職業訓練 相談・申込等	601 番	1 人	(601 ~ 699 番まで)
職業訓練 受講中の 相談日	701 番	4 人	(701 ~ 799 番まで)

テロップを流す

- ◆番号順にお取り扱い致しておりますので、恐れ入りますが、お呼びするまでお待ちください。
- ◆状況により、順番が前後することがあります。あらかじめご了承ください。

※納品時の表示設定は最大 6 系統。(将来的に最大 8 系統まで表示させることを想定している。)

適合表（機器仕様書No.1）

東京労働局
総務部会計課用度係 宛

会社名
担当者名

品名・数量及び仕様内容等		対応の可否	備考（対応内容の詳細）
(1) 発券機及び発券プリンター	受付カウンターに設置するため、サイズ、重量等に考慮すること。 発券機と発券プリンターを合わせた外形寸法は幅55cm、奥行30cm、高さ45cmに収まること。		
	・発券方式はタッチパネル方式であること。 ・タッチパネルの表示内容について別添の画面表示と同等もしくは近い内容の表示をさせること。 ※必要に応じ、書類等の画像の追加添付や文字の編集ができること。		
	最大2業務まで設定可能であり、業務数、業務名称は設定変更できること。		
	業務別に発券機能があること。		
	受付番号は3桁以上であること。		
	業務別に待ち人数を常時表示できること。		
	番号札には施設名、業務名、受付番号、日付、任意の文章が印字可能であること。		
	発券年月日及び発券時刻は自動で管理されること。		
	発券年月日の変更に連動し、呼出番号も初期化されること。		
	業務ごとに番号札の発券枚数を1～2枚まで選択できること。		
	各業務における当日分の総発券枚数、最大まち時間、最大まち人数、相談時間等のデータを簡易な操作で発券可能であること。		
	発券用紙はロールタイプとし、用紙切れの際は簡単に交換できること。		
	発券機及び発券プリンターが一体型でなくとも可とする。		
(2) 番号表示用モニター	24～27インチの液晶モニターであること（1台）。 32～37インチの液晶モニターであること（2台）。 （放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る。）。		
	呼出操作機からの番号呼出操作に連動して、呼び出していることがわかるように表示すること。		
	設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。		
	業務区分、呼出番号、呼出窓口、待ち人数の表示及び任意の文章を表示または画面切り替え表示できること。 スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。		
	呼出済の不在番号を表示できること。		
	壁に高さ2m程度で固定すること。		
(3) 個別番号表示器	表示画面がひとつの筐体の表裏に内蔵された専用機または白色LED表示等の専用機であること。 前面表示は3桁の呼出番号を表示する画面があること。裏面は、待ち人数、待ち時間等を表示する2桁以上の表示が2つあること。（放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る） 最後に呼出した番号が次の番号を呼び出すまで継続して表示されること。		
	呼出操作機からの番号操作に連動して呼出を行うこと。		
	設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。		
	机の天板（厚さ約3cm）にボールを固定し、高さ約100cmに固定すること。		
	呼出時には、対象表示機の番号が点滅し窓口へ案内することが可能なこと。		
	スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。		
	呼出音声は、同グループ内での呼出音声と重ならないように制御でき、異なる音声グループ間は同時に呼び出すこともできること。		
(4) 呼出操作機	バッテリー非搭載で、全台同一機種であること。		
	操作は液晶タッチパネル又はボタン式であること。 小型軽量で5～6インチ程度のタブレットであること。		
	再呼出、番号スキップ機能を有していること。		
	業務別に、現在の受付番号、待ち人数、待ち時間、不在番号等の情報が確認できること。		
	1台の操作機からすべての業務の呼び出しができること。		
	任意の番号呼出及びキャンセルができること。		
(5) 管理端末	ノート型パソコン又はタブレットであること。		
	フロアの待ち状況や窓口毎の処理状況をリアルタイムで把握ができること。		
	前日分までの業務別窓口対応状況の集計データを確認できること。		
	集計したデータは、CSV形式及びExcel等の形式で出力でき、各業務における総発券枚数、最大待ち時間、最大待ち人数、相談時間等のデータを日、週及び月別に集計できること。		
	上記（1）と一体型も可とする。		

適合表（機器仕様書No.2）

東京労働局
総務部会計課用度係 宛

会社名

担当者名

品名・数量及び仕様内容等		対応の可否	備考（対応内容の詳細）
(1) 発券機及び発券プリンター	受付カウンターに設置するため、サイズ、重量等に考慮すること。		
	発券方式はタッチパネル方式であること。		
	最大8業務まで設定可能であり、業務数、業務名称は設定変更できること。		
	業務別に発券機能があること。		
	受付番号は3桁以上であること。		
	業務別に待ち人数を常時表示できること。		
	番号札には施設名、業務名、受付番号、日付、任意の文章が印字可能であること。		
	発券年月日及び発券時刻は自動で管理されること。		
	発券年月日の変更に連動し、呼出番号も初期化されること。		
	業務ごとに番号札の発券枚数を1〜2枚まで選択できること。		
	発券用紙はロールタイプとし、用紙切れの際は簡単に交換できること。		
	発券機及び発券プリンターが一体型でなくとも可とする。		
(2) 番号表示用モニター	3台のうち32インチ程度の液晶モニターを2台、40インチ程度の液晶モニターを1台とすること。 （放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る。）。		
	呼出操作機からの番号呼出操作に連動して、呼び出していることがわかるように表示すること。		
	設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。		
	業務区分、呼出番号、呼出窓口、待ち人数の表示及び任意の文章を表示または画面切り替え表示できること。		
	スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。		
	呼出済の不在番号を表示できること。		
	壁に高さ2 m程度で固定すること。		
(3) 個別番号表示器	表示画面がひとつの筐体の表裏に内蔵された専用機または白色LED表示等の専用機であること。		
	前面表示は3桁の呼出番号を表示する画面があること。 裏面は、待ち人数、待ち時間等を表示する2桁以上の表示が2つあること。 （放送法第64条に定める「受信設備」に該当しないものに限る）		
	最後に呼出した番号が次の番号を呼び出すまで継続して表示されること。		
	呼出操作機からの番号操作に連動して呼出を行うこと。		
	設置場所の業務内容により表示できる区分を調整できること。		
	机の天板（厚さ約3 c m）にボールを固定し、高さ約100 c mに固定すること。		
	呼出時には、対象表示機の番号が点滅し窓口へ案内することが可能なこと。		
	スピーカーが内蔵されており、機器毎に音量調節が可能であること。		
	呼出音声は、他の窓口の呼出音声と重ならないように制御されていること。		
(4) 呼出操作機	バッテリー非搭載で、全台同一機種であること。		
	操作は液晶タッチパネル又はボタン式であること。		
	再呼出、番号スキップ機能を有していること。		
	業務別に、現在の受付番号、待ち人数、待ち時間、不在番号等の情報が確認できること。		
	複数業務を1つの端末で呼出し可能であり、呼出しする業務を端末ごとに設定できること。		
	1 台の操作機からすべての業務の呼び出しができること。		
	任意の番号呼出ができること。		
(5) 管理端末	ノート型パソコン又はタブレットであること。		
	フロアの待ち状況や窓口毎の処理状況をリアルタイムで把握ができること。		
	前日分までの業務別窓口対応状況の集計データを確認できること。		
	集計したデータは、CSV形式及びExcel等の形式で出力でき、各業務における総発券枚数、最大待ち時間、最大待ち人数、相談時間等のデータを日、週及び月別に集計できること。		
	上記（1）と一体型も可とする。		